

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福 島 県 報

目 次

○民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件	六五九	○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件	六五九
○民生委員の定数を定める件の一部を改正する件	六五九	○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六六〇
○大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定により変更の届出が	六五九	○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	六六〇
		○土地改良区連合の定款の変更を認可した件	六六一
		○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	六六一
		あつた件	六六一
		○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件	六六一
		○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六六一
		○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	六六一
		○土地改良区連合の定款の変更を認可した件	六六一
		○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	六六一

告 示

福島県告示第七百六十五号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件(昭和四十一年福島県告示第五百七十号)の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

表福島市の部第二方面民生委員協議会の区域の項中「及び桜木町」を、「桜木町並びに霞町のうち一番から四番まで及び八番から十番まで」に改め、同部第三方面民生委員協議会の区域の項中「霞町」を「霞町(第二方面民生委員協議会に所属する区域を除く。)」に改め、同表白河市の部白河第一方面民生委員協議会の区域の項中「金谷町」を「金屋町」に改め、「郭内」の下に、「大手町」を、「追廻」の下に、「池下、池下裏、池下向山、鬼越、鬼越道下、影鬼越、五郎窪、菅生館のうち三十九番地六十三、四十四番地五十一及び七十、四十六番地一から十四まで並びに四十八番地一から十六まで、土武塚、南湖、丸小山、十三原道上」を加え、「及び鶴巻山」を「並びに鶴巻山」に改め、同部白河第二方面民生委員協議会の区域の項中「大坂山」を「大坂山」に改め、

「松並」の下に、「与惣小屋」を、「道場町」の下に、「北堀川端」を加え、同部白河第三方面民生委員協議会の区域の項中「薄葉」の下に、「新大久保」を加え、「羅漢前」を「羅漢前」に改め、「池下、池下裏、池下向山」、「鬼越、鬼越道下、影鬼越」及び、「五郎窪」を削り、「菅生館」を「十文字、菅生館(白河第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。)」に、「土武家」を「東武塚」に改め、「南湖」及び「丸小山」を削り、「道東」の下に、「三ツ峯」を、「屋敷添」の下に、「新夏梨」を加え、「大摺目山」を「大(字摺目山に限る。)」に改め、同部大沼方面民生委員協議会の区域の項中同部五箇方面民生委員協議会の区域の項までを次のように改める。

- 大(白河第三方面民生委員協議会に所属する区域を除く。)、本沼、久田野及び大和田
- 白坂方面民生委員協議会の区域
- 白坂
- 小田川方面民生委員協議会の区域
- 小田川、泉田、萱根及び豊地
- 五箇方面民生委員協議会の区域
- 借宿、田島、舟田、双石及び板橋

(社会福祉課)

福島県告示第七百六十六号

民生委員の定数を定める件(平成五年福島県告示第千二百九十二号)の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

表福島市の項中「五八四人」を「五八一人」に改め、同表会津若松市の項中「二七五人」を「二七四人」に改め、同表須賀川市の項中「一五〇人」を「一五二人」に改め、同表喜多方市の項中「一七四人」を「一七三人」に改め、同表二本松市の項中「一四七人」を「一四三人」に改め、同表田村市の項中「一一五人」を「一一三人」に改め、同表南相馬市の項中「一七〇人」を「一七一一人」に改め、同表伊達市の項中「一七三人」を「一七一一人」に改め、同表大玉村の項中「一九人」を「二二人」に改め、同表下郷町の項中「三八人」を「三七七人」に改め、同表柳津町の項中「三三人」を「三二人」に改め、同表三島町の項中「一六人」を「一五人」に改め、同表西郷村の項中「三四人」を「三六人」に改め、同表矢吹町の項中「三三人」を「三五五人」に改め、同表大熊町の項中「二六人」を「二七人」に改め、同表葛尾村の項中「二一人」を「二〇人」に改める。

(社会福祉課)

福島県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、

当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千四百七十七平方メートル

(変更後) 二千三百六十六平方メートル

三 変更しようとする年月日

平成二十三年八月十八日

四 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品
有限会社遠藤商事

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) みずほ信託銀行株式会社

支配人 正木秀寿

(変更後) みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 野中隆史

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社西友

住所 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

代表者の氏名 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

(変更後) 名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目一番一号

代表者の氏名 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

三 変更した年月日

1 平成二十年四月一日

2 平成二十一年九月二十一日

四 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

五 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキ

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 野田 亨

三 変更した年月日

平成二十二年二月一日

四 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

五 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	三頭	西白河郡	平成二十二年 十二月一七 日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十二年十二月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から平成二十二年十二月十日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から平成二十二年十二月九日付けで申請のあった定款の変更について、同月十七日認可した。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六十一条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年十二月十六日次のとおり指定した。
平成二十二年十二月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
ジャパンウエ 東京都豊島区北大 平成二十三年一月五日から平成 本宮市本宮字樋ノ口
ルネス株式会社 塚一丁目一六番六 二七年九月三〇日まで 二番地
号

(出納総務課)